

松江市告示第 194 号

松江市障がい者虐待防止センターの設置及び運営に関する要綱（平成 24 年松江市告示第 35 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(通報を受けた場合の対応) 第 6 条 略 2 略 3 コアメンバー会議は、家庭相談課長が招集し、次に掲げるもののうち必要と認める者により構成する。 (1)・(2) 略 (3) 障がい者福祉課障がい者 <u>政策</u> 係長 (4) 略 4 市長は、前項のコアメンバー会議の結果、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障がい者を一時的に保護する必要があると判断したときは_____、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の	(通報を受けた場合の対応) 第 6 条 略 2 略 3 コアメンバー会議は、家庭相談課長が招集し、次に掲げるもののうち必要と認める者により構成する。 (1)・(2) 略 (3) 障がい者福祉課障がい者 <u>福祉</u> 係長 (4) 略 4 市長は、前項のコアメンバー会議の結果、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障がい者を一時的に保護する必要があると判断したときは、 <u>障がい者支援施設等に入所させる等</u> 、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の

規定により、障がい者支援施設等への入所  
その他の措置を講ずるものとする。

5・6 略

(スーパーバイザー )

第7条 市長は、障がい者虐待事案等の現状  
確認と今後の対応を専門的見地から検討  
するため、スーパーバイザーを次に掲げる  
者から選任する\_\_\_\_\_。

- (1) 島根県弁護士会に所属する者
- (2) 松江市医師会に所属する者
- (3) 精神保健福祉士会に所属する者

2 市長は、前項に掲げる者のほか、必要に応  
じて学識経験者その他適当と認める者を  
スーパーバイザーとして選任することが  
できる。

3 スーパーバイザーの任期は、原則 1 年と  
する。ただし、再任を妨げない。

4 スーパーバイザー は、次に掲げる事  
項に関し市から相談を受け、助言を行う。

- (1) 障がい者虐待(疑いがある場合を含  
む。)の事案に関する状況の確認
- (2) 事案 \_\_\_\_\_ に対する援助方針及び支  
援内容
- (3) その他障がい者虐待の防止、障がい  
者の養護者に対する支援等のために必  
要な事項

5 スーパーバイザー は、職務上知り得た個  
人 \_\_\_\_\_ 情報を他に漏らしてはならない。その

規定による

\_\_\_\_\_ 措置を講ずるものとする。

5・6 略

(障がい者虐待防止検討会)

第7条 \_\_\_\_\_ 障がい者虐待事案等の現状  
確認と今後の対応を専門的見地から検討  
するため、障がい者虐待防止検討会(以下  
「検討会」という。)を開催する。

2 検討会は次に掲げるもので構成する。

- (1) 島根県弁護士会に所属する者
- (2) 精神保健福祉士会に所属する者
- (3) 松江市医師会に所属する者

3 \_\_\_\_\_ 前項の \_\_\_\_\_ 者のほか、必要に応  
じて関係者を出席させる  
\_\_\_\_\_ ことが  
できる。

4 委員 \_\_\_\_\_ の任期は、原則 2 年と  
する。ただし、再任を妨げない。

5 検討会が所掌する事務は、次のとおりと  
する\_\_\_\_\_。

- (1) 障がい者虐待(疑いがある場合を含  
む。)の事案に関する状況の確認
- (2) 前号の事実 に対する援助方針及び支  
援内容の検討、助言
- (3) その他障がい者虐待の防止、障がい  
者の養護者に対する支援等のために必  
要な事項

6 検討会出席者 \_\_\_\_\_ は、職務上知り得た個  
人 \_\_\_\_\_ 情報を他に漏らしてはならない。その

職を退いた後も、同様とする。

職を退いた後も、同様とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。